

P T A 事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、P T Aに関する事務を処理させるための事務員を雇用し鳥取市内の中学校に配置しているP T A (以下「補助事業者」という。)に、事業運営費補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 本補助金は、補助事業者が雇用する事務員の人件費の一部又は全部を上限として交付する。

(補助金の額)

第3条 本補助金の額は、各補助事業者一律150,000円に、補助を受けようとする年度の前年度5月1日現在の生徒数により、次表の生徒数の区分に応じた金額を合計した額とし、予算の範囲内で交付する。

生徒数(人)	199以下	200~299	300~399	400~499	500以上
金額(円)	72,000	90,000	108,000	126,000	144,000

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事務員雇用計画書(様式第2号)

(2) P T Aの収支予算書

2 補助金交付申請書の提出期日は、補助を受けようとする年度の5月末までとし、部数は1部とする。

(報告書の提出)

第5条 補助事業者は、当該年度の上半期に状況報告書(様式第3号)、当該年度の下半期に実績報告書(様式第4号)を作成し、それぞれ各期終了の日から、10日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。